新　旧　対　照　表

新（改正案）

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

第１条～第１６条　（略）

附　則

（略）

附　則

この要綱は、令和８年１１月６日から施行し、令和８年度の補助金から適用する。

別表１

（１）医療関連事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
看護学生実習受入	（略）		(1)　（略） (2)について	（略）

旧（現行）

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

第１条～第１６条　（略）

附　則

（略）

別表１

（１）医療関連事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
県内定着のための	（略）	【看護学生実習受入促進事業】	(1)　（略） (2)について	（略）

新（改正案）					旧（現行）				
促進事業		実習指導者養成講習会受講に必要な経費 (1)受講料 (2)旅費 (3)代替職員の賃金 ただし、１施設につき１名分のみを対象とする。	200,000円 ※補助事業者の定める旅費の支給に関する規程により計算された額と比較して少ない方の額 (3)について340,400円 ※日額8,510円に勤務日数を乗じて得た額		普及・啓発事業		県内養成所の看護学生に、より良い実習環境を提供することで県内の医療機関への就業・定着を図るため、実習指導者養成に係る次の経費を支援する。 実習指導者養成講習会受講に必要な経費 (1)受講料 (2)旅費 (3)代替職員の賃金 ただし、１施設につき１名分のみを対象とする。	200,000円 ※補助事業者の定める旅費の支給に関する規定により計算された額と比較して少ない方の額 (3)について332,400円 ※　日8,310円に勤務日数を乗じて得た数	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
医業承継診療所施設設備整備支援事	医業承継バンク及び歯科医業承継バンクによ	医業承継バンク及び歯科医業承継バンクによりマッチングされ、「初期救急医療」または「在	（略）	（略）	医業承継診療所施設設備整備支援事	医業承継バンクによ	医業承継バンクによりマッチングされ、「初期救急医療」または「在	（略）	（略）

新（改正案）					旧（現行）				
業	り承継され開業する診療所	宅医療」の確保に寄与し、新規開業する診療所の施設・設備整備に係る費用を補助する。 (略) １(略) ２(略) ３(略) ※(略) なお、(略)			業	り承継され開業する診療所	宅医療」の確保に寄与し、新規開業する診療所の施設・設備整備に係る費用を補助する。 (略) １(略) ２(略) ３(略) ※(略) なお、(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地域医療研修支援事業	自治体及び公立病院	地域医療に関心のある医学生を対象とする、へき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流など、体験の場を提供する研修会（2泊3日 1コース）に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	700 千円/コース	(略)	地域医療研修支援事業	いわき市	地域医療に関心のある医学生を対象とする、へき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流など、体験の場を提供する研修会に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料。	1.507 千円	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新（改正案）					旧（現行）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
感染管理認定看護師教育課程運営費補助事業	（略）	（略）	2,000 千円/月 （（略））	（略）	感染管理認定看護師教育課程運営費補助事業	（略）	（略）	上限 2,000 千円/月 （（略））	（略）
寄附講座設置支援事業	（略）	（略）	(1) 30,000 千円 (2) 10,000 千円	（略）	寄附講座設置支援事業	（略）	（略）	(1) 上限 30,000 千円 (2) 上限 10,000 千円	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
リハビリテーション機器活用人材育成事業	（一社）福島県理学療法士会 （一社）福島県作業療法士会及び（一社）福島県言語聴覚士会	（略）	（略）	（略）	リハビリテーション機器活用人材育成事業	（一社）福島県理学療法士会及び （一社）福島県作業療法士会	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

新（改正案）					旧（現行）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
無菌調剤室整備支援事業	（略）	（略） (1) 無菌調剤室又は安全キャビネットを整備するために必要な工事費、工事事務費等 (2) 地域の調剤薬局薬剤師に対して無菌調剤に関する研修会を実施するための報償費、旅費、会場費等	(1) について 9,000 千円 (2) について 500 千円	(1) について 2/3 以内 (2) について 10/10 以内	無菌調剤室整備支援事業	（略）	（略） (1) 無菌調剤室を整備するために必要な工事費、工事事務費等 (2) 安全キャビネットを整備するために必要な工事費、工事事務費等 (3) 地域の調剤薬局薬剤師に対して無菌調剤に関する研修会を実施するための報償費、旅費、会場費等	(1) について 9,000 千円 (2) について 7,500 千円 (3) について 500 千円	(1) について 2/3 以内 (2) について 2/3 以内 (3) について 10/10 以内

新（改正案）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
専門研修プログラム　支援事業	（略）	専門研修プログラムの策定及び情報発信に必要な経費（人件費、旅費、委託料等）	（略）	（略）

（２）介護施設等の整備に関する事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
地域密着型サービス等整備等助成事業	市町村、民間事業者	(1) （略） (2) （略） (3) （略） (4) （略） (5) 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費	別に定める福島県地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱４に定める算定方法により知事が必要と認めた額	定額

旧（現行）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
専門研修プログラム策定支援事業	（略）	専門研修プログラムの策定　に必要な経費（人件費、旅費、委託料等）	（略）	（略）

（２）介護施設等の整備に関する事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
地域密着型サービス等整備等助成事業	市町村、民間事業者	(1) （略） (2) （略） (3) （略） (4) （略）	別に定める福島県地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱４に定める算定方法により知事が必要と認めた額	定額

新（改正案）					旧（現行）				
		又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 (6) 介護施設等の集約・再編（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分								

新（改正案）					旧（現行）				
		担金及び適当と認められる購入費等を含む。							
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	市町村、民間事業者	(1)略 (2)特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料(リース・レンタル費)、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi 工事、インカム)、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用(購入又はリース)等。	別に定める福島県地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱４に定める算定方法により知事が必要と認めた額	定額	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	市町村、民間事業者	(1)略 (2)特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料(リース・レンタル費)見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi 工事、インカム)、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用(購入又はリース)等。	別に定める福島県地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱４に定める算定方法により知事が必要と認めた額	定額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

（３） 介護人材確保対策事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
地域における介護	(略)	(略)	3,000千円以	10/10 以

（３） 介護人材確保対策事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
地域における介護	(略)	(略)	(市町村) 3,000千円以	(市町村) 10/10 以

新（改正案）					旧（現行）				
のしごと魅力発信事業（略）			内	内	のしごと魅力発信事業			内 で別に知事が定める額	内
若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業	（略）	（略）	625千円以内	（略）	若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業	（略）	（略）	625千円以内 で別に知事が定める額	（略）
助け合いによる生活支援の担い手の養成事業	市町村	高齢者を含む生活支援の担い手の養成や、生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築等を行うために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円以内	（略）	助け合いによる生活支援の担い手の養成事業	市町村、医療・介護団体、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、第	高齢者を含む生活支援の担い手の養成 等を行うために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円以内 で別に知事が定める額	（略）

新（改正案）					旧（現行）				
						４項に定める施設等を運営する法人			
地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務鉄好き等の支援事業	（略）	地域の支え合い・助け合い活動継続のために必要な書類作成や介護予防・日常生活支援総合事業の補助金の交付申請のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対し助成する。	625千円以内	（略）	地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務鉄好き等の支援事業	（略）	地域の支え合い・助け合い活動継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対し助成する。	625千円以内で別に知事が定める額	（略）
介護未経験者に対する研修等支援事	「地域における医療及	（略）	(1)～(5) （略）	（略）	介護未経験者に対する研修等支援事	医療・介護団体、及び「地域における医療及	（略）	(1)～(5) （略） で別に知事が定める額	（略）

新（改正案）					旧（現行）				
業	び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施設等を運営する法人				業	び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施設等を運営する法人			
介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業	（略）	（略）	3,000千円以内	（略）	介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業	（略）	（略）	3,000千円以内で別に知事が定める額	（略）
介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー	（略）	（略）	3,000千円以内	（略）	介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー	（略）	（略）	3,000千円以内で別に知事が定める額	（略）

新（改正案）				
事業				
将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	（略）	（略）	（専門員を配置する場合）2,500千円以内 （専門員を配置しない場合は500千円以内）	（略）
多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業①主催	（略）	（略）	625千円／研修以内 ただし、1法人につき申請できる研修は3つまでとする。	（略）
多様な人材層に対		（略）	(1)～(2) （略）	（略）

旧（現行）				
事業				
将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	（略）	（略）	（専門員を配置する場合）2,500千円以内 （専門員を配置しない場合は500千円以内）で別に知事が定める額	（略）
多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業①	（略）	（略）	625千円／研修以内で別に知事が定める額 ただし、1法人につき申請できる研修は3つまでとする。	（略）
多様な人材層に対	医療・介護団体、及び	（略）	(1)～(2) （略）	（略）

新（改正案）					旧（現行）				
する介護人材キャリアアップ研修支援事業②派遣	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施設等を運営する法人				する介護人材キャリアアップ研修支援事業②	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施設等を運営する法人		で別に知事が定める額	
多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業③資格	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施	(1)喀痰吸引等研修（３号研修を除く）、ファーストステップ研修 (2)喀痰吸引等研修（３号研修を除く）基本研修 (3)喀痰吸引等研修（３号研修を除く）実地研修、介護福祉士実習指導者講習会	(1)150 千 円／人以内 (2)90千円／人以内 (3)60千円／人以内	（略）	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業③	医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施	(1)喀痰吸引等研修（３号研修を除く）、ファーストステップ研修 (2)介護福祉士実習指導者講習会	(1)150千円／人以内 (2)60千円／人以内 で別に知事が定める額	（略）

新（改正案）					旧（現行）				
	設等を運営する法人	の受講に必要な旅費、需用費、負担金（研修受講に直接係るもの）ただし、修了証明書等を交付された場合に限る。				設等を運営する法人	の受講に必要な旅費、需用費、負担金（研修受講に直接係るもの）ただし、修了証明書等を交付された場合に限る。		
各種研修に係る代替要員の確保対策事業	（略）	（略）	250千円以内	（略）	各種研修に係る代替要員の確保対策事業	（略）	（略）	250千円以内で別に知事が定める額	（略）
介護支援専門員資格向上事業	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施	（略）	60千円／人以内	（略）	介護支援専門員資格向上事業	医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施	（略）	60千円／人以内で別に知事が定める額	（略）

新（改正案）					旧（現行）				
	設等を運営する法人					設等を運営する法人			
潜在介護福祉士等の再就職促進事業	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施設等を運営する法人	（略）	625千円以内	（略）	潜在介護福祉士等の再就職促進事業	医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施設等を運営する法人	（略）	625千円以内で別に知事が定める額	（略）
認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関	介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るため	30千円／人以内	10/10以内	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関	(1)介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るため	(1)625千円以内 (2)30千円／人以内で別に知事が定める額	(1)4/5以内 (2)10/10以内

新（改正案）					旧（現行）				
	する法律」第二条第３項、第４項に定める施設等を運営する法人	＿＿＿

新（改正案）					旧（現行）				
	人					人（略）			
認知症高齢者等権利擁護人材育成事業	（略）	（略）	500千円以内	（略）	認知症高齢者等権利擁護人材育成事業	（略）	（略）	500千円以内で別に知事が定める額	（略）
介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業	（略）	（略）	625千円以内	（略）	介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業	（略）	（略）	625千円以内で別に知事が定める額	（略）
介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	市町村、医療・介護団体及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第３項、	（略）	500千円以内	（略）	介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	市町村	（略）	500千円以内で別に知事が定める額	（略）

新（改正案）					旧（現行）				
	第４項に定める施設等を運営する法人								
若手介護職員交流推進事業	（略）	（略）	2,000千円以内	（略）	若手介護職員交流推進事業	（略）	（略）	2,000千円以内で別に知事が定める額	（略）
新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業	（略）	（略）	3,000千円以内	（略）	新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業	（略）	（略）	3,000千円以内で別に知事が定める額	（略）
管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	市町村及び「地域における医療及び介護の総合的な確保	(1)介護事業者の各種制度（労働法規、賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進や、女性が働き続けることのできる職場づくりの	(1)625千円以内 (2)30千円／人以内	（略）	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	市町村、医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保	介護事業者の各種制度（労働法規、賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進や、女性が働き続けることのできる職場づくりの推	625千円以内で別に知事が定める額	（略）

新（改正案）					旧（現行）				
	の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施設等を運営する法人	推進、ＩＣＴ活用による介護従事者の負担軽減と迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及など、具体的な雇用管理改善の取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(2)（1)の研修への派遣に必要な旅費、需用費、負担金（研修受講に直接係るもの）				の促進に関する法律」第二条第３項、第４項に定める施設等を運営する法人	進、ＩＣＴ活用による介護従事者の負担軽減と迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及など、具体的な雇用管理改善の取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
離島・中山間地域等におけ	（略）	（略）	3,000千円以内	（略）	離島・中山間地域等におけ	（略）	（略）	3,000千円以内で別に知事	（略）

新（改正案）				
る介護人材確保支援事業				

別表２

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）
がんピアネットワーク構築支援事業	県内で継続的にがん患者等に対するピアサポート活動を実施する団体で、知事等が適当と認める団体	ピアサポーターの養成、活動及び資質向上に必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金等	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

旧（現行）				
る介護人材確保支援事業			が定める額	

別表２

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）
がんピアネットワーク構築支援事業	がんピアネットふくしま	ピアサポーターの養成、活動及び資質向上に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金等	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

新（改正案）	旧（現行）
様式 第１号様式 ～ 第１２号様式（略）	様式 第１号様式 ～ 第１２号様式（略）